

令和4年第3回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和4年5月12日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見	亮一	君	2番	高道	洋子	君
3番	進藤	晴子	君	4番	榊原	深雪	君
5番	田利	正文	君	6番	熊澤	芳潔	君
7番	高橋	健一	君	8番	川上	修一	君
9番	高橋	秀樹	君	10番	二川	靖	君
11番	木村	明雄	君	12番	井脇	昌美	君
13番	吉田	敏男	君				

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一	君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭	君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	松野孝	君
福祉課長	保多紀江	君
住民課長	金澤眞澄	君
経済課長	加藤勝廣	君
建設課長	増田徹	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人	君
------	------	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	野田誠	君
総務担当主査	中鉢武志	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）＜P 5～6＞
- 日程第 5 報告承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 5 号）〕＜P 6～8＞
- 日程第 6 議案第 5 1 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜P 8～P 9＞
- 日程第 7 議案第 5 2 号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例＜P 9＞
- 日程第 8 議案第 5 3 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P 9～P 1 1＞
- 日程第 9 議案第 5 4 号 令和 4 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 号）＜P 1 1～P 3 5＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

令和4年第3回足寄町議会臨時会を開催いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時03分 再開

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

町長 渡辺俊一君から、招集の御挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和4年第3回臨時会の招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

後ほどの行政報告をさせていただきますけれども新型コロナウイルスの関係でございます。町内においても新規感染者が4月下旬から急激に増えております。道内でも特に十勝管内については新規感染者が多い状況が続いております。最近では帯広周辺から郡部の方にも感染の拡大がされてきているということが言われております。連休で多くの人たちが移動したということもありますので、その影響が今後出てくるものと考えられますので、まだまだ油断の許さない状況が続くと考えているところであります。

これまでもお願いしているとおり、基本的な感染拡大防止対策について、今後も引き続き御協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。

また、4月下旬に町内で野火ですとか、林野火災など5件が発生しております。春先空気が乾燥して強風が吹き、火災が発生しやすい時期でもございます。火災の主な

原因として、ごみ焼き、たばこの火の不始末などが考えられておりますが、5月は無煙期間となっております。町民の皆様にも今後火の取扱いに十分注意していただければと思っております。

町といたしましても防災無線などで啓発活動を行っているところであります。

さて、本日御審議いただく議案でございますけれども、税条例の一部改正と、補正予算の専決処分の報告承認、条例改正3件、補正予算1件を予定してございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、1番多治見亮一君。2番高道洋子君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

本日開催されました第3回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は本日5月12日から16日までの5日間とし、このうち5月13日から15日までの3日間は休会となります。

本日5月12日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第2号から報告承認第3

号、議案第51号から議案第52号、議案第54号を即決で審議いたします。

議案第53号は、提案理由の説明を受け、質疑を行った後に、文教厚生常任委員会に付託し会期中の審査といたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から5月16日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から5月16日までの5日間に決定をいたしました。

なお、5日間のうち13日から15日までの3日間は、休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、3日間は休会に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

十勝管内においては、4月以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が過去最

多となるなど急速に感染が拡大しており、本町におきましても北海道のホームページで公表される感染者数が4月24日から30日までの1週間において8人、5月1日から7日までの1週間において62人と感染者数が増加している状況となっております。

この感染拡大に伴い、町所管施設においても新型コロナウイルス感染症の感染が判明していますので、その状況等について御報告いたします。

まず、認定こども園どんぐりの感染状況ですが、4月27日に園児1人の感染が判明しました。北海道の示す感染の可能性のある方のリストアップの方法により確認したところ、園内に感染の可能性のある方はいませんでした。

次に、4月28日に1人の園児が感染していることが判明し、感染の可能性のある方の確認をしたところ、職員11人及び園児43人が感染の可能性のある方に該当することになったことから、該当者に5月4日までの自宅待機を要請しました。

その後、5月1日に園児2人、5月2日に職員7人と園児8人、5月4日に職員1人と園児2人の感染が判明し、再度感染の可能性のある方を確認し、必要に応じて自宅待機を要請しました。

また、5月6日には園児1人、5月9日には職員1人と園児4人、5月10日に園児1人の感染が判明しており、4月27日から5月10日までの合計で職員9人、園児20人の感染となっております。

感染については、園内で感染した可能性のほか家庭内等における感染拡大もあることから、園内での感染拡大防止のため、4月30日から5月7日まで、家庭での保育が可能な場合については自宅での保育をしていただくようお願いし、保護者の皆さんの皆様の御協力を頂いたところです。

また、5月9日以降は、通常保育を行っていますが、感染または自宅待機により勤

務可能な職員が減少していることから、可能な場合は5月13日まで自宅での保育に御協力いただくようお願いをしております。

なお、5月5日以降は、園内での接触による感染の可能性のある感染者は発生していない状況ですが、当面の対応として、これまでの感染防止対策に加え、各学年単位での保育の実施や各種行事の延期等を行い、感染拡大防止と感染予防を図ることとしております。

次に、足寄小学校における感染状況ですが、5月に入って児童の感染判明件数が増加しており、5月1日から10日までの感染者は児童19人、職員1人となっております。

感染判明時には北海道の示す感染の可能性のある方のリストアップの方法により確認を行っており、感染の可能性のある職員、児童はいませんでしたが、風邪症状等の多い学級に関しましては、5月2日から6日までの間、学級閉鎖としました。

その後も体調不良者が多くいたことから、5月3日から8日までの間、学校閉鎖とし、感染拡大防止を図っております。

なお、学童保育所につきましては、小学校の学校閉鎖とあわせて閉所とし、児童館は5月2日から7日まで休館の対応を取っております。

足寄中学校においては、5月1日から5月10日までの感染者は生徒9人となっておりますが、基本的な感染拡大防止対策を図って運営をしております。

引き続き、感染された方や関係者に対する不当な扱いや嫌がらせ、差別、偏見につながるようなことがないよう、町民の皆様の御理解と御協力をお願いしております。

また、北海道における新規感染者数は依然として高い水準にあることから、防災行政無線やホームページにより町民の皆様に基本的な感染防止対策を図るよう呼び掛けを行っております。

次に、新型コロナワクチンの追加接種への取組状況について御報告いたします。

本町における3回目のワクチン接種につきましては、2月から集団接種により実施していますが、5月9日現在、令和3年1月1日の人口に対する足寄町の接種率は59.30%、北海道の接種率は55.30%となっております。今後も医療機関の御協力を頂きながら、希望する方が接種できる体制を整えていきたいと考えております。

また、4回目の追加接種につきましては、国は3回目のワクチン接種完了から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方で追加接種を希望する方に接種を行うこととしていることから、本町においては、集団接種を中心に実施方法等の検討を行っており、今後追加接種実施に向け、町内医療機関と詳細について協議を行ってまいります。

現段階では、6月に高齢者施設等入所者等への接種を行い、7月に一般高齢者等への接種を開始する予定で、ワクチンの供給状況を確認しながら、円滑な接種ができるよう体制を整備してまいります。

なお、事業実施に必要な経費につきましては、本臨時会に補正予算を計上しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、本町所管施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について御報告いたしました。今後におきましても、国や北海道などの関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底に、全力で取り組んでまいりますので、御協力いただきますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 報告承認第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告承

認第2号専決処分の承認を求めることについて、足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議題となりました、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書、足寄町税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、及び関係政省令が令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されたことに伴い、足寄町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年3月31日付けで専決処分をしたものでございます。

主な改正点につきまして、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

4ページをご覧願います。

附則第10条の2の各項の改正は、固定資産税の特例措置について、法附則第15条第2項第1号の改正、繰り上がりにより引用している条項の整備で、第2項で「3分の2」を「10分の7」に改め、第17項を新たに加え、附則第10条の3に第6項として1項を加え、5ページのとおり、項の繰り下げが行われるとともに、第8項と第10項で文言の改正を行っております。

附則第12条第1項は、コロナ禍による景気回復を進めるため、商業地における固定資産税の負担調整を行うため、令和4年度中は100分の2.5とする文言を追加す

るものでございます。

そのほかの改正につきましては、法律等の改正に合わせ、所要の規定の整備を行うものです。

1ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告承認第3号専決処分の承認を求めることに

ついて、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを御報告し御承認をお願いするものでございます。

専決処分書、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第15号）を別紙のとおり3月31日付けで専決処分をしたものでございます。

理由につきましては、令和3年度末において、町税、地方譲与税、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、地方交付税、積立金等の変更によりまして、予算を補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

令和3年度足寄町一般会計補正予算（第15号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,168万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7億858万7,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

14ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目、基金積立金におきまして、減債基金積立金といたしまして1億4,158万円を計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目患者輸送車管理費におきまして、患者輸送車といたしまして990万円を減額いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

11ページへお戻りください。

第1款町税、第1項町民税におきまして、個人及び法人町民税、合わせて425万円を計上いたしました。

第2款地方譲与税、第1項自動車重量譲与税におきまして、自動車重量譲与税といたしまして572万3,000円を計上いたしました。

第2項地方揮発油譲与税におきまして、地方揮発油譲与税といたしまして400万円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第7款地方消費税交付金におきまして、地方消費税交付金といたしまして、478万6,000円を計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

第10款地方特例交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金といたしまして1,585万7,000円を計上いたしました。

第11款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして1億166万3,000円を計上いたしました。

第22款町債におきまして、へき地患者輸送車整備事業債、過疎債でございますが790万円減額いたしました。

8ページへお戻りください。

第2表地方債補正といたしまして、変更1件をお願いいたしました。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

11ページをお開きください。

11ページから14ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは8ページにお戻りください。

第2表地方債補正変更1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度足寄町一般会計補正予算(第15号)の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度足寄町一般会計補正予算(第15号)の件は、原案のとおり承認をされました。

◎ 議案51号

○議長(吉田敏男君) 日程第6 議案第51号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野孝君) ただいま議題となりました、議案第51号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

15ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、令和3年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じまして町長等の特別職及び町議会議員の期末手当について、改正するものでございます。

改正内容について申し上げます。

第4条第1項中100分の222.5を100分の215に改めるものでございまして、手当の支給月数について、6月期及び12月期をそれぞれ0.075月分引下げ、年間支給月数を4.45月から4.3月に0.15月分引き下げます。

次に、第8条第2項の表中、100分の222.5を100分の215に、100分の133.5を100分の129に、100分の66.75を100分の64.5に改めるものでございまして、町議会議員につきまして、在職期間に応じた手当の支給月数を改めるものでございます。

なお、附則におきまして、第1条でこの条例は公布の日から施行することとし、第2条で令和3年度の引下げ分につきましては、国家公務員の取扱いに準じまして、本年6月の期末手当から減額をすることで調整を行うこととする特例措置を定めているものでございます。

16ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照ください。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第51号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

○議長(吉田敏男君) 日程第7 議案第52号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野孝君) ただいま議題となりました、議案第52号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

本条例につきましては、令和3年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて職員の期末手当について改正をするものでございます。

改正内容について申し上げます。

職員の期末手当の支給月数を引き下げる条例改正案につきましては、先の第1回定例会に御提案をして議決を頂いておりますので、今回の改正案につきましては、附則に第4条として、令和3年度の引下げ分につきましては、国家公務員の取扱いに準じまして、本年6月支給の期末手当から減額することで調整を行うこととする特例措置の規定を加えるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

18ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第52号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議題となりました、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書19ページをお開き願います。

このたびの改正は、令和4年3月31日に地方税法の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の基礎課税分、及び後期高齢者支援金等課税額の限度額が引き上げられたことに併せまして、国民健康保険は平成30年4月から都道府県単位化されたことに伴い、本町は北海道が示した標準税率に沿って税率の見直しを行いました。それ以降、税率の改定は行っており、人口減等による被保険者の減少や所得の変動に十分対応できていない状況となっております。

また、北海道では、令和12年度に統一保険料での賦課を目指しており、町としてそれに向けて基金を活用して町民の負担が過度にならないよう配慮しながら段階的な引上げが必要と考えていることから、令和4年度において、国民健康保険税率の改定を行いたく、国民健康保険税条例の一部改正について提案するものでございます。

なお、国民健康保険税率の改定につきましては、令和4年2月21日から2月25日の間で書面開催されました、足寄町国民健康保険運営協議会に諮問され、適当との答申を受けていますことを申し添えさせていただきます。

それでは、新旧対照表に沿って御説明申

し上げます。

初めに、地方税法の一部が改正されたことに伴う改正について、御説明させていただきます。

20ページをご覧ください。

第2条第2項及び第3項の改正は、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げる改正を行うものでございます。

21ページをお願いします。

第23条第1項の改正は、第2条に規定する課税限度額を引用していることから、同じく限度額を引き上げております。

以上が、地方税法の一部が改正されたことに伴う改正となります。

続きまして、国民健康保険税率の改定に係る御説明をさせていただきます。

戻りまして20ページをご覧ください。

第3条の改正は、基礎課税額に係る所得割の按分率を、第4条の改正は被保険者均等割の額を、第5条第1号は世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第6条は後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の按分率を、第7条は被保険者均等割の額を、第7条の2は世帯別平等割額の額を改正するものでございます。

21ページをお願いします。

第8条で所得割の按分率を、第9条の2で世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第23条第1項第1号から第3号は、介護納付金課税分の均等割、平等割を改正することで、7割、5割、2割軽減の軽減額が変わるため、その額をそれぞれ改正し、同条第2項第1号は、未就学児に係る均等割額を、同項第2号は後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額についての軽減額を改正するものです。

19ページにお戻りください。

この条例は公布の日から施行し、4月1日からの適用としますが、令和3年度以前の国民健康保険税については、従前による

ものとする経過措置を設けております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に、審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 議案第54号

○議長（吉田敏男君） 町長から提出されました、議案第54号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第1号）に伴う予算説明資料について、追加資料配付の申出がありましたのでこれを許します。

これより配付をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ会議を再開をいたします。

日程第9 議案第54号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を議題

といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野孝君） ただいま議題となりました、議案第54号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,254万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,217万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業といたしまして、職員手当等のほか、医師等への謝礼や委託料など、合わせて942万8,000円を計上いたしました。

第4目環境衛生費におきまして、足寄町営温泉浴場新築事業といたしまして、足寄町営温泉浴場施設新築工事監理業務委託料358万5,000円。足寄町営温泉浴場施設新築工事請負費3億77万3,000円。浴場施設の新築工事に伴い支障となります、電柱移設工事負担金350万円をそれぞれ計上いたしました。

なお、浴場施設新築工事請負費につきましては、これまで議会にお示ししていた金額、約2億1,200万円が約9,000万円増の約3億80万円となっております。

大きく増えた要因につきましては、主に原油価格の上昇や急速に進む円安ドル高の影響によりまして、建設資材価格の高騰を受けたものでございまして、詳細につきましては、本日追加で配付をさせていただきます予算説明資料を御参照ください。

また、6月召集の第2回定例会に補正予算の計上を予定しております駐車場等の整備を行う外構工事請負費につきましても、これらの要因によりまして大きく増えることも予想されますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

続いて10ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目畜産草地費におきまして、牛乳消費拡大対策事業補助金といたしまして317万4,000円を計上いたしました。

第10款教育費、第5項保健体育費、第2目総合体育館運営費におきまして、足寄町営温泉浴場新築事業に関連する工事請負費といたしまして、総合体育館温泉井戸改修工事1,809万1,000円。総合体育館温泉設備工事3,399万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

なお、これらの工事請負費につきましても合わせて約3,000万円の増となっておりまして、先ほど御説明といたしました要因のほか、詳細につきましては追加で配付いたしました予算説明資料をご参照ください。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。

6ページへお戻りください。

第15款国庫支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの国庫負担金及び補助金を計上いたしました。

第22款町債におきまして、過疎対策事業債といたしまして、足寄町営温泉浴場新築事業債3億5,990万円を計上いたしました。

2ページへお戻りください。

下段になりますが、第2表といたしまして、地方債補正変更1件をお願いいたしました。

以上で、議案第54号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議の

ほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 町長の方から追加説明あるとしたらお願いします。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 本来ですとこの入浴施設の関係でかなり事業費が大きくなったということで、全員協議会ですとか、そういう今までも全員協議会などを開催しながらやってきましたので、本来でいくと全員協議会等を開催したいなと思ったのですが、なかなかそういうタイミング、時間的な余裕、そういったものがなく、今回の予算の提案ということになりました。

そして、今までの予算説明資料だけでは、なかなかこの高騰の金額が上がったということについての理解を頂く部分についてはこれだけでは不足だというふうに考えまして、今回追加の予算の説明資料、追加をさせて頂いたということでありまして。

前回3月15日に全員協議会を開催していただいて、その中で概要について説明をさせて頂いてきたところでありますけれども、その後、一、二か月の間に急激に物価の高騰があったということで、金額が上がってきたということでありまして、当初私たちとしても2億、全体としても3億ぐらいの中でできるのかなというふうに思ったところでありますけれども、今回ご覧いただいたように1億円以上の金額が上積みしなければならぬということでありまして。

内容的にはこれまで説明してきた内容を変更するわけではなく、要するに整備をするって言ってきたものを中身を豪華にするとか新たなものを加えるということではなく、今まで3月の全員協議会の中で説明してきた内容のものを造るために、3月の段階では3億円ぐらいでできるというものが、今、この時点では4億以上の金額になるということでありまして、内容とかそういったものについての変更は行ってございません。強いて言うならば図面なんかを見ていただくとサウナの座る位置がちよっ

と変わったぐらいで、内容的には全く変わっておりません。

そのようなことで資料について説明をさせていただきたいなと思います。

御手元に先ほどお配りさせて頂いた、浴場の整備事業費増の要因についてということで資料について説明をさせていただきたいと思います。

一つ目の事業費でございますけれども、前回と今回の事業費の変化について表にさせていただきます。

変わったところは、設計監理の前回約330万円が360万円ということで30万円増加になっています。

それから建設事業でありますけれども前回約2億1,200万円ということで御説明させていただきましたけれども、先ほど予算の提案にもありましたように約3億80万円ということで8,880万ほど金額が上がっているということになります。

それから附帯事業費でありますけれどもこの下に米印で書いてありますけれども、総合体育館の温泉設備の工事費ですとか、井戸の改修費、それから外構設計、外構工事、備品購入等で、前回約7,300万円ということで御説明していたところでありまして、約1億210万円ということで、2,910万円ほど増加になっているということでもあります。

合計で前回は3億70万円ぐらいということで説明させて頂いたところでありまして、今回の予算の提案については、4億2,520万円ということで、1億1,820万円増になっているということでもあります。

事業費増の前回と比較しての要因でありますけれども、まず(1)の足寄町営温泉浴場施設新築工事でありますけれども、事業の前回事業費を算出して以降、3月以降でその後の急激な社会情勢の変化によって物価が高騰をしてきているということで、ここに4つの要因を書いております。

一つ目には、世界の木材需要が急激に増える中、資材やコンテナ不足による木材関連価格の高騰ということ。

それから二つ目には、原油需要が急激に増える中、供給不足による原油高による物価の上昇。

それと3点目は、2月24日にロシアのウクライナ侵攻による世界的な資材資源不足による物価の高騰。

そして四つ目には、令和4年1月からの急激な円安による輸入材価格の高騰ということで、こういう4つの原因が重なって、特にうちが今整備するこの入浴施設だけではなく、ほかのものも全部ひっくるめて全体的な物価の高騰が今あるという状況になっております。

次の右側の上の方に書いてあります①②③を要因とする約20%を超える物価の高騰によって約5,000万円。それから急速に進む円安による原因、それを要因とするものについて約4,000万円。合わせて約9,000万円の事業費増になるということでもあります。

ですからこの4つの要因を含めて8,880万円ということで、最初に表で書いてありますけれども、約9,000万近い事業費の増となったということでもあります。

それから(2)番目の総合体育館温泉井戸改修工事、これについても650万円ほど事業費増となっています。これについては、事業費増の内訳として汲み上げ深度を変更して、汲み上げ量を安定化のための揚湯管を新設ということで、その後②番目でポンプの電圧変換トランスを設置ということで、今までお湯を汲んでいた井戸のところにポンプが設置されているわけでありまして、揚湯管って言うとお湯を汲み上げるときの管なんですけれども、これを大きくする。それから電圧を変更するということがトランスを設置するというようなことで合わせて650万円増加となっています。

このことによってポンプを少し深く設置

するのと、それからポンプの能力といえますか、それも少しアップするということで、お湯をこれまで以上に安定的に少し多く量を汲み上げることができるようになるということでもあります。

それから(3)番目の総務体育館温泉設備工事ということで、これについては道立の総合研究機構の調査をしていただいて、お湯の温泉の量だとかそういったものをいろいろと試験してもらったのですが、今までの中ではそういう流量計って言いますか、どのぐらい汲み上げて、どれだけの量使っているっていうのが全く把握されていなかったということもあって、やっぱりそういうものをつけてきちんと、何ていうのかモニタリングっていうのですかね、そういうことをしていかなきゃなんないですよというようなことも言われておまして、そういうことで管理制御システム、そういうものをやっぱりきちんと設置した方がいいですよ。そのことによって、お湯が急に減ったりだとか増えたりだとかそういったようなことをきちんと的確に把握しながら管理ができるということと、それともう一つ、既存の廃熱利用の熱交換器が温泉ですのでいろいろとスケールがたまってきて、目詰まりがするということでお湯の流れが悪くなるというようなことが今までもずっと起きておまして、そのことによって熱交換の効率がよくないということがございまして、今回それを薬液によって、そういうスケールがなるべく付かないようにする。そういう装置を追加して、それによって温泉の方に流れてくるお湯についても熱交換するのですが、そこでの熱効果も効率よくなりますし、それからプールの方にも行くお湯もありますので、そういった部分の熱交換も効率がよくなりますし、それから、維持管理といえますか、目詰まりを掃除したりだとかする、そういったものも少なくできるのではないかとこの効果があるのかなというふうに考えておまして、そ

れに2, 300万円ほど事業費が増になるということになってございます。

そういうことでこの急激な物価の高騰、それから、いろいろとそのシステムの部分で整備もあわせてやらせていただくということで、トータルすると1億1, 820万円の増となるということになりました。

財源の内訳でありますけれども、事業費として4億2, 520万円で、財源の内訳であります。これが前回のときには2億8, 930万円ぐらいの金額になっておりました。3億になってなかったのですが、これが4億を超える金額になってしまったということ。それから公共施設建設等基金ということで1, 770万円。これについては前回の説明と同じ額でありますけれども、そういうことで過疎対策事業債を使わせていただくことにして、事業費増になった分についても、この起債で賄うということを考えているところであります。

1億円以上も金額が上がるということ、私どもも想定してなかった部分で、急激な物価の高騰ということでもあります。

元々3億円ぐらいでやるって言ったのが4億になりますよってことで、事業どうしましょうか、ということもちょっと考えました。金額もかなり増えたということで一旦中止をして、もうちょっと物価が落ち着く状況になるのを待つという方法も一つあるかなと考えましたが、いつこの物価が、この高騰が収まるのかと言った部分を考えますと、なかなかいつになるということがなかなか言えないのではないかなというふうに思っています。

今、円安の状況もなかなかこれはきつとって、すぐには収まらないでしょうし、それからソ連のウクライナとの戦争も長期化するのではないかとおっしゃっています。

戦争が終わったとしても、その後すぐに今までと同様に資材が原油だとかそういったものが入ってくるかっていうと、きつと

そうはならないだろうということなどを考えてみますと、ここで1億円金額事業費上がったからということで、一旦中止するというのではなくて、待っていても今よりも安くなるという保証は全くないのかなというふうに思っていました。

そんなことも考えていくと、今回1億という大きな金額が上がったということもありますけれども、事業については、やっていった方が良いのではないかと考えて、今回の予算の提案ということにさせていただきました。

急に説明ということになったものですから、十分に説明出来たかどうかわかりませんが、御説明とさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8ページをお開き下さい。歳出から始めます。款で進めます。第4款衛生費、質疑はございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 今温泉浴場のことで、町長の方からお話いただいて、大変理解できるところで大変な時期になったなと思うのですが、この額がこれからどんどんどんどん上がってくるっていうようなことは予測できるのでしょうか。

そこがちょっと気がかりなので、説明してください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 実施設計をやって頂いた会社の方といろいろ御相談をしながら、今の社会情勢の中でいくと今後どうなってくるのか分からないっていう部分があって、この金額で本当に大丈夫なのでしょうかとということで、いろいろとお話をしています。

ある程度これから急激にまた変化が、社会情勢が変わっていくっていうことがもし

かしたらあるかもしれませんが、もう大きく変わらなければこの金額でいけるのではないかとということで実施設計をやって頂いた会社の方からは言っています。

ただ先ほど申し上げましたように、建築資材だとかそういった部分はある程度この予算の中に含まれて出ていますけれども、土木関係の方、外構の工事、そういった部分のところまで行っていませんので、外構だとかそういった部分では、もしかすると予算が少し増える可能性はあるのかなというふうに思っています。

いずれにしても今の状況が大きく変わらなければ、多分、多分って言い方もあれですけど、大きく予算が変わるってことはないのかなというふうに思っています。

今回のこの予算がもしも通過、採択していただければ可決させていただければ、この後入札と違ってことになるのですが、入札をするためにはやはり業者さんたちがこの価格で、この後きちんとしてくれるのかどうなのかっていうのを十分に把握しながら、入札に参加していただけるかなというふうに思っています。

そういう中で、本当にその先がどうなっていくのかっていうのはなかなか見通せない中で、入札がどうなるのかっていう部分もちょっとありますけれども、基本的にはこの価格でやれるという具合に思っているところであります。

この予算が通れば、この予算の中で入札をさせていただくような形になりますので、それがもしもこの価格でちょっと出来ないよっていうことになるのと、また、この話はまた変わってくるかもしれないなというところがあります。

ただ、先ほど言ったように設計をして頂いた会社の方が、少しある程度、ある程度ゆとりっていうか、これからの状況も見ながら、見て頂いた金額ということで御理解頂ければな、という具合に思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ある程度予測した上で少し余裕を持った金額っていうふうにとらえてよろしいでしょうか。ということですよ。今のお話では、はい、わかりました。

ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑ございますか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回の浴場整備、やはり1億2,000万、この増というのは非常に大きいというふうに思います。38%以上のものが上がっている。ましてや、またこれから外構工事等でお金が積み上がっていくという結果がここに出てきている。

これですね、町長もさっきおっしゃっていましたが、事業の凍結という考えをね、ちゃんともう1回持ってもらうのも良いのかなというふうに思っております。

コロナ禍において建設屋さんも非常に大変な御苦労をなされている。そして、なおかつウクライナ情勢の中で物価が高騰してきていると。これ本当に建設するに当たって、あとこれから6か月後に、実際設計変更という形でお金がまた上がらないとも限らないというような状況になっているのだと思います。

ですからこういうことを踏まえてやはり、今回のいろいろ汲み上げだとかポンプだとかということも、ここは多分事業を構築する前からある程度予測が出来たところの設計だったと思います。

もう少ししっかりと実施設計のところで揉んでいただくとしたら変なのですけれども、着工の方を伸ばすような形で進めていくのも一つではないかなというふうに考えているのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、この金額が上がったことによって1億という大きな金額が上がったということに伴って、本当にこの事業としてどうしたらいいかなって1回中止した方がいいのかなという考えもちょっとありました。

いろいろと設計事務所の方だとか、それから役場の中でも、いろいろこう検討しましたけれども、やはり先ほど申し上げましたけれども、ここでやらないでいくと、やらないで後に延ばしたときに本当にその物価がいつ落ち着くのか、ということだというふうに思います。

現状でいけば先ほど申し上げましたように、コロナは多分少しずつ収まっています。コロナは話なかつですけど、コロナは少しく収まっていくと、またこういういろいろ動き出す。そういった部分でもやっぱり物価としては上がっていくだろう、という具合に思いますし、それからウクライナの関係も、これは長期化するよってなると、この状況っていうのはまだまだ続きます。そして、先ほど言いましたように戦争が終わったとしても、じゃあその前に戻ることかという、あれだけウクライナの中で物が壊されているような状況の中、それからウクライナ国民たちもまた戻ってそこでまた再開するってことになる、またかなりの時間かかりますし、それからロシアもこの経済制裁だとかを受けている中で、戦争やめましたって言って、それじゃまた元に戻るのかという、これまたきつと元に戻らないだろう。ですので、そういうことを考えますとやっぱりかなりの時間がかかるだろうという具合に思っています。

それから円安の関係ですけども、円安の関係も、いろいろ詳しくは分かりませんがテレビなどを見ていると、なかなかその円高に持ってけるような日本の状況では

今ないというようなことを言われていますし、また1年2年、こういうような状況が続くのではないかなど。ちょっとなかなか先を見たときにどうなのだって言われると、はたして私がこうですってというのはなかなか言い切れない部分もありますけれども、いろんなことを考えていくと決して先に延ばしたからといって、良い状況になっていくところがなかなか見えないなというように思っています。その設計会社の方ともいろいろ話ししている中では、やっぱりそういうような話でした。ですから、今仮にこの4億になったから一端中止して、少し物価落ち着くまで待ちましようって言って待っているとまたさらに上がる可能性もありますよということですね。

そういったことを考えていくとやはりやる時期、いろいろちょっとこう迷う部分もありますけれども、やはり今やっていた方が、やった方が良いのじゃないかなという結論に達して今回の予算提案ということになりました。

高橋議員が今おっしゃられるように、本当に一旦立ち止まって、もう一度見直すべきなんじゃないのかっていうことも、当然考えまして、いろいろこう検討した結果の判断ということで御理解頂ければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 町長の心情よくわかります。しかしですね、やはり4億円、4億2,000万、これ4億5,000万ぐらいになっちゃうのかなど。なおかつ、多分人件費も高騰という形で、今後の運営費も多分年間で1,000万以上のものがいくような形になっていくと。コロナ禍において、入浴施設を利用する方々の減少というのは、これはもうやむを得ないという中で、4億円以上もの町税を使って進んでいくという事業に対して、果たして本当にこれでいいのかなというような気持ちにも

なります。

いろいろやはり物価の高騰等々ございませけれども、そういう部分も踏まえた中で、やはり何だろうな、もう、再構築をしていただけるようなことを考えていくというのも一つの、私は方法ではないかなど。

結局、なんだかんだといってこれ町民の負担になっていくものであります。やはり基本設計があって、実施設計があって、今回の形になってくるという形になる中で、今回は12月からのスタートでした。やはりそういうことを、ゆっくりと時間をかけた中で、町民のコンセンサスを得た中で、やはり進めていくべき事業であろうというふうに私は考えています。

やっぱりそういうことを考えて、今後、建築費がこれ以上上がる可能性、まだまだ上がる可能性もあるのだけど、あと例えば何か月したら、ある程度収まってくる可能性もあるわけですよ。そこのところの見合いついていうのは分からないわけですよ。

ですから、そういう期間を、もう一度立ち止まった中で、実施設計の部分を1年ぐらい取っても、僕はおかしくはないのかなというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか、町長としては。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） やはり私どもとしては、議会の皆さんの御意見頂きながら、そして中身についても、全員協議会など開催しながら、一定程度、完璧に理解して頂いたということではないかもしれませんが、一定程度議会の皆さん方ともお話をし、こういうことで中身を詰めてきているというふうに思っています。

ですので、そういうことも踏まえて、町民の皆さんなどにも、中身的にはちょっと薄かったかもしれないですけども、広報だとかでもお知らせをしながら、意見なども頂きながら、そういう形で進めてきているところであります。

そういうことで進めてきているということでもありますので、一定程度こう、確かに時間的には短かったのかもしれないけれども、基本設計実施設計やりながら、そして、議会の皆さんとも全員協議会等で意見交換しながら、そして、広報で町民の皆さんからも意見を頂きながら、そういったことで進めてきているところでもありますので、内容的には、これからまたさらに、実施設計だとかそういった部分で詰めるという話でも、中身的にはそう大きく変わらないのではないかなというふうに考えています。

それと予算の関係で1億も、1億以上も増えるという状況の中で、果たして本当にこの今、建設する時期なのかということでもございますけれども、先ほど申し上げましたように、確かに何か月かしたら落ちてくるかもしれないし、何か月かしたらまたさらに増えてくるかもしれないという状況なのかなというふうに思っています、なかなか先行きが見通せない状況の中で、いつまでもお風呂を造らないでいるということが町民の人たちの、もちろん全員ではないですけど、本当にお風呂を必要とする人たちがいる中で、そういうことで先送りをしていくということが、果たしていいのかどうかということも含めて考えていきますと、やはりこの時期、皆さんに御理解頂いて建設に向けていきたいなと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 全員協議会だとか、いろいろ今までの間、約6か月間ぐらい、5か月間ぐらいですか、その間にいろいろこの事業についてけんけんがくがくやらさしていただきました。

ある程度コストを抑えた中で、やっぱり町民が喜んでいただけるものでお風呂が現状ない方、その方にとって1番重要なものは何なのだというので、私も一生懸命考

えさせて頂きまして、賛成という形を取らせて頂いております。

この事業に対して私は反対をするつもりは基本的にはありません。しかし、事業費が1億円以上上がってきて、いやいやまだまだ実際どこまで上がってくるか分からないぞという状況の中で、そのところで、はいそうですね、という形で物事をこの事業費でオーケーですよ、というようなところに至れるかと言われるとクエスチョンです。はっきり言いまして。基本的にここまで上がってくるとは想定も実はしていなかったです。その中でいきなり多分他の議員さんもそうだと思うのですが、何日か前に議案書を渡されて、あらなんだろうなこれ、というようなことが多分率直な意見だというふうに私は思っております。

その中で皆さん、非常に多分悩まれることであろうと思います。やはりこういうことを、やっぱり根回しと言わないですけども、ある程度全員協議会の中でけんけんがくがくさせて頂いた中で、やっぱりやっていただくのが僕は筋だったのかなというふうにも考えております。

その辺について、町長どのように、思いがあったのか、再度、お聞きしたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど1番最初に申し上げましたけども、この金額、こう上がったっていうことを実施設計して頂いた設計会社の方から聞いたときに、こんなに上がるのかという率直な思いでありました。

先ほど言いましたように、本当にこの金額こんなに上がって本当にいいのかなと。一旦やっぱり、ここで立ち止まった方がいいのじゃないのかなとかいうのも、考えました。いろいろ考えた結果こういう結果になったのですけれども、そういうことでいろいろ考えながら進めてきたというところでもあります。それで、あと本当は全員協議

会も開催しながら、金額がこんなに上がっていますよと、内容が変わったわけではなくて、単純に資材だとかそういったものが、物価が上がったっていうことで1億円も上がっているんですよって言ったところで、御説明する機会を本当は設ければよかったかなという具合に思ったのですけれども、実をいうとなかなかその実施設計からこんなに上がりました。実施設計自体は3月に工期がありますので本当はもうちょっと金額は低いです。だけどこの時期になって、またさらにぐっと上がってきたよって言ったところで、実施設計やって頂いた会社の方が、実は実施設計よりもまたさらに上がっていますということで説明に来ていただいて、こういう金額になったということで、本当にそれを聞いたときに果たして本当に、こんな金額でいいのかなっていうふうには思ったところなのです。率直なところ本当にどうかなという具合に思ったところなのです。

ただ先ほども言いましたように、そういうことも全部ひっくるめて考えて、トータルで考えたときに、やはりやるのはやっぱり今なのかなというふうに考えたところがあります。

議会の方にも、やはり全員協議会だとか、そういうのを開いて説明すべきだというふうに思ったのですけれども、なかなか時期的に議会の皆さんに集まって頂くっていう状況もちよとなかったものですから、本当は今日だとか前段に本当そういう時間を設けてもよかったのかもしれないのですけども、なかなかそういうことにもならなくて、また、この議会の中で、この議場の中でこういう話をするというのをやっぱり必要なことなのかな、というように前に高橋議員さんからの、障がい者の施設のときに言われたこともあって、何でもかんでも全員協議会でやればいっていいということではないのかなと。実際にこうやって上がって金額が上がって町民の皆さんが、何

でこんなに上がったのだから思われているのを、議会何もしてなかったのだから思われるよりは、やっぱり議会の中でもきちんと議論をしながら1億円は上がったけども、いろいろ悩んだけども、でもやっぱり建設するっていう方向になって議会の皆さんにも御理解して頂きながら、なったよっていうことの方が、そういうこともやっぱりあってもいいのかなというふうに思ったところでもあります。

今までの僕の手法でいくと、手法って言い方も変ですけど、全員協議会だとか開きながらけんけんがくがくと、比較的議場の中っていうよりも、こうフランクに話ができるっていうそういう中でいろいろお話しできた方がいいのかなと思っていましたけども、そういうことも含めて議会の中で皆さんから御意見いろいろ頂いて、本当に1億も上がっていいのかというような意見も議会の中ではありましたよと。けども、ここで御理解頂けるかどうかわかりませんが、御理解いただいた中で建設ということになりましたよっていうことも、やっぱり町民の皆さんに知って頂くことは大事なことなのかなというふうに思っているところであります。

ちょっと答えになったかどうかかわかんないですけども、御理解いただければなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） その時と場合というのかな。事業の内容というのかな。そういうときに、全員協議会というのがうまく機能されるのだと思います。

今回のやつに関しては、もう設計段階でもう全て、ある程度決まっていた中で、町民のコンセンサスも得られたとは言わないですけども、ある程度、あそこにつくるのだね、という形で大体3億円ぐらいなのだねという形で、皆さんが納得されたところで事業が進んできている中で、いきなり3

億だったものが4億になりましたと。はいはいそうですか、それいいですねって、町民の方が本当にそうやって思ってくれるかどうか。

やはりそういうのは、いや実を言うとねって先に、変な話、全員協議会でも開いていただいて私たち議員が何となくそういう上がるのだ。ある程度上がっていくのだったというのを町民の人たちにアナウンスできるような、時間というのがあったいただいた方が、やりやすかったのかなというふうに実際的には思います。

これ多分、誰もが見ても、何でこんなにかかるのだ、という率直な意見を町民の皆さんも思うと思います。そういう中で、やはり、うまく議員を使ってくれとは言わないですけども、ある程度そういう中で僕たちがアナウンスできる部分はアナウンスをしていく中で、進めて行かれる事業であれば良かったのかなというふうに思います。

多分本当に、もう寝耳に水じゃないですけど、こういうやり方でいくのはちょっといかがかなというふうに思いますね。僕の中では、どのように、あとはそれこそ議会議員の皆さんの個人個人の御判断になっていくとは思いますが、そういう部分を含めた中でも、やっぱり町民の意見っていう、この4億2,000で本当に建てていいのかというのを、もう一度再度聞いとまがあっても、私はいいのかなというふうに思います。

これが例えば2,000万上がりましたとか3,000万、まあしゃあないかと思える金額であれば、いいかなと思いますけど、やっぱりこれ、実を言うとこれ4億2,000万、下手したら4億5,000万なる可能性だってありますというところもアナウンスをせずに、このまま事業をしていきますっていうのも、私はいかがかなというふうに思っております。

その辺は町長どのお考えなのか、

お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 確かに1億というのはとてつもない大きな金額です。誰が見ても1億っていうのはやっぱりインパクトのある大きな金額になってくるのかなというふうに思っています。

ただ、今の経済状況等、一定程度理解して頂ければ、この1億上がったというのを理解して頂ける方については理解して頂けるのかなというふうに思っています。

確かに、3億が4億ですから、3分の1というか、そういう金額でいけばやはり本当にそんなにお金かけて、どれだけその利用されるのかっていうような意見だとか、お風呂についても、町民の皆さんに喜んで頂いている方もいらっしゃいますけども、必ずしも全員が全員、風呂やっぱりなきゃなんないよねって言われている方ばかりではないのかなという具合に思っています。

そういったことで考えていけば、1億もこう増えるそういう金額の中で、果たしてそれはいいことなのかと。足寄町にとって将来的にとっていいことなのか、というような意見もあるかなというふうに思います。

ただ、状況的にいけばやはり今までのお風呂に対する要望、町民の皆さん方の要望だとかそういったものも踏まえていけば、やはりここで1億円上がった、金額が大きいかいけれども、今の社会情勢の中で考えていくと、先ほど言った4つの要因などもあって、金額が大きいかいけれどもやはりそのぐらいの金額が上がってしまったということで、また、やった後でも本当はやる前にきちんと説明をしていかなきゃならないところでもありますけども、今後も、そういうことを町民の皆さんにも御理解いただきながら、だけど金額上がったけれども、やっぱり必要な施設としてお風呂を造ったのだよということで、町民の皆さんに御理解いただくようなことになるのかなというふうに

思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 時間になりましたので、ここで昼食にしたいと思います。1時再開といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

休憩を閉じ会議を再開をいたします。

衛生費の第4款、他に質疑はございませんか。

10番。

○10番（二川 靖君） 今の温泉浴場のことでいろいろ議論になっておりますけれども、私はこの間、一般質問等々含めまして、温泉施設を建ててほしいということで、一般質問をさせて頂いておりますし、いろんな場面で議論に参加させていただいております。

ちょっと心配なのは、町の広報でいわゆる温泉施設については図面を載せてこういった方法でこうやって建てますよってということが大々的に出されたということでもありますよね。そういった中で金額的にもあれ示されていたというふうに思っています。

それで、心配なのは今回1億円以上増えてしまうということで、今後もやっぱり建設費に関わっては世界情勢を含めて考えれば、まだ高騰しそうなのかなってということも考えられております。それで何を言いたいかと言えば、やっぱり町民の中にも町長がおっしゃるとおり、この温浴施設については賛否両論ある中で、やっぱり町民の理解を得られるような良いものを、再度つくっていく、いかなきゃいけないのかなってという気持ちであります。

今、町長の言われている気持ちも十二分に、わかっているつもりでもありますし、先ほど、高橋秀樹議員が言われていることも一理あるのかなと。それもあるのかなというふうに思っていますし、今、実際はこ

の4億が5億にならないか、という心配もありますし、前回の質問のときも過疎債については、総務課長から金額があれば過疎債が増えていきますという答弁もあったということでもありますけれども、いずれにしても今の金額の中で収まっていたきたいなというのはあるのですけれども、これもまた今後さらに上がっていくというふうになれば、本当に過疎債がまた再度増えていくのかなというふうに考えております。そういったことで、進めるということはよろしいかなというふうに思うのですけれども、そういったことでもう一度、何かの機会を捉えて町民にこういった状況の中で、金がかかっていくということをちょっとお知らせした方がいいのかな。高橋議員も先ほど言ったように、そういったことで町民に知らせる場ってというのはなかなかないということで今回、議会の中でこういった議論がなされているのは、多分今ユーチューブの配信等々で聞いておられる方はいるのかなというふうに思いますけれども、そういった方でない方が多いと思いますので、そういったことで再度、こういった状況の中でお金がかかってきますよってことを、町民に再度お知らせ願いたいなというふうに思っておりますので、そこら辺ちょっとどういうふうに考えているのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 町民の方たちにお知らせするって言った部分でいくと広報だとか、そういう、なかなかこう、いろいろな方法あるにしてもやはり広報だとかっていうのはやはり、町民の方たち、皆さんに目に触れる部分なのだろうなというふうに思っています。それで2月に、2月号だったと思うのですが、広報に載せまして、その中でも予算については大体このぐらいの金額ですよ。その当時ですからまだ概算ではありますけれどもそういうことで載せております。

実施設計をやる段階でも議会でもお知らせしていますように、実施設計やった段階で、また少し金額がまた変わってきますよというようなことでお話をさせて頂いてきております。

そういうことで金額については、多少なりともやはり変わる可能性がありますよということでは、お知らせはしているところでありますけれども、今お話あるように1億円以上も変わるというようなことは、当然のことながら、どなたも想定はしていないのだろうというふうに思っています。

それは私もこんなに増えるっていうふうには思っておりませんでしたので、ほとんどの方たちがこんなに増えるというのは思われるところなんだろうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように実施設計をやってく中で、実施設計をやって頂いている会社の方たちにもいろいろ話、相談をさせて頂きながら、今回の金額については、積算をして頂いていて、よっぽどの情勢の変化がなければこの中で収まるだろうと言われていた金額であります。ただ、この後、世界情勢だとかいろいろな経済情勢だとか、どうなってくるかはもう全くわからないという状況で、まさかソ連が戦争を始めなんてことだって、誰も想像してなかったということだと思うのですね。だから、この後どう変わってくるかってなかなかわからないところなのだろうというふうに思います。

そういった部分で金額がまた変わってきますよっていうことはありうるのかなとは思いますが、ただ先ほど言ったように今の段階で、今この予算を計上させていただく段階でこれ以上に上がるという予定というか想定はしておりません。ですのでこれで収まるのだろうというふうに思っています。

広報の方法でありますけれども、やはり最終的に実施設計も終わって2月にある程

度の概要については、広報などで御説明させて頂いていただいていますけれども、金額についてもこういう形で、想像以上と言ったら変ですけども、事業費として上がってきますよということについては、お知らせすることはできるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川靖君) 今、町長おっしゃるとおり、町長の発信力、アナウンスという部分を期待しておりますので、町民の方が理解できるようなアナウンスをして頂きたいということだけ最後に申し上げておきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

11番。

○11番(木村明雄君) ここで、3億から4億になってという事は、我々にとっても大ショックだということであります。私も3月議会の中で、私も温泉については前向きな形の中で、もう何年も進めてきた経過があります。そんな中で1億オーバーしてしまったということについては、本当に大変なことだ、残念だと思うわけですが、ここでやはり、基本設計、実施設計、そして設計管理、それから用地取得、これらについても、もう既に2、200万かけた形の中で、前向きな形の中で進んできたということはあるわけなのですよね。

そこで私が1番お伺いをしたいということがあります。

それは、町の財政そしてまた情勢そして相対的に、これを町として見ていった形の中で、これができるのかできないのか。この内容について、やっぱりちょっとお伺いをしたいと思います。

これ例えば浴場ができた。浴場のおかげで足寄町が崩壊した、ということになったときは、これは取り返しがつかんわけで、

これは私も残念だということで、これはやはり、考えていかなければならないと思うわけだけでも、今ここでこうして何か月もかけて計画立ててきたという形の中で、財政が許すということであれば、これはやはり進めていくべきでないのか、そういうふうに私は思うわけなのだけどその辺について町長にお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 財政の関係でございませぬけれども、先ほど申し上げましたように、この建設事業費の中の財源内訳としては、過疎対策事業費を4億ということになりまして、もともと3億弱ぐらいだったのが1億増えるというような形になります。

これについては、過疎債ですから今までもお話しさせていただいたように、そのうち70%については、償還の時点で地方交付税の中に措置されるということになりますので、30%ぐらいが町の持ち出しということになります。

そして、また償還も12年ということで分割といいますか、その中で償還をしていくという形になります。ですから、1年1年の償還の金額でいけば、少しずつ償還をしていくという形になりますので、毎年毎年少しずつ償還額が増えますけれども、その中で交付税も入ってくるというような形で、大きく町の負担が増えるという形にはなっていないのかなというふうに思っています。

それから運営していく上で、毎年毎年、今の想定ではですね1,000万円ぐらいということで言ってお話しさせていただきますけれども、これも金額、最終的にどうなってくるのかは、ちょっとまだわからないわけでありませぬけれども、まだ1,000万円ぐらいの運営費はかかるだろうというふうに思っています。

そういうものも毎年毎年の中で支出をしてかなきゃならないという部分で、町の負

担にはなってきますが、そのことをもって町の財政が非常に厳しくなると、それだけで厳しくなるといふことはないのかなと。

全体的にいろいろそういうものが積み重なって、毎年毎年必ず支払わなければならない、その経常経費みたいなものが、そういう経費が増えていくということはありませんけれども、ただそれによって、いきなりその町の財政が破綻するだとか、そんなことにはなりませんので、そこはやはり長い目で見ながら、本当に財政状況どうなのかということも踏まえて、考えてきているところです。

今回の事業費が1億上がったからということで、いきなり財政破綻にはなりませんし、それから当然のことながら、その償還だとかそれから運営費だとか、そういったことも考えながら、最終的に建設をしていきたいと思いますということになってきていますので、御心配頂いている状況には直ぐになるということにはならないと思っております。

ただ、将来的にずっと、もっとその10年とか20年とか30年とか、経っていくと人口減少もしながら、というようなことも含めて考えていくと、財政的には必ずしも大丈夫だよと言い切れないという部分ももちろんありますけれども、それは今段階で、誰に聞いてもなかなか大丈夫ですよというようなことは言えないのだろうと思っておりますけれども、そういうことも含めて、今回の建設をしてきますよという計画をずっとこれまで、全員協議会などでもお話しさせてもらっている中で、こう考えられてきている中でありませぬので、事業費としては増えてはいますが、将来に渡ってきちんと運営ができるということになっていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） ここで、今町長の方から報告があったように、金がないか

ら延ばしていくのだ。もしくは、これが9月議会、もしくは12月議会という形の中で延び延びになっていくということになれば、これ誰も反対している人はいないわけなのだけどもね。そこで、やはり伸びることによって、いろんな形の中で違ったまた形が生まれてくる可能性ってあるわけだから、これは個人の考えとしてはやはり、ここまで町長もそして皆さんが考えた形の中で進んできたと言う事であれば先ほどからも、いろいろな町長からの御意見があったわけで、これやはり私は個人としてはやっぱり今進めていくべきでないのかなと、そんなふう考えているとこなんだけども、この辺について、やはり町長の方からももう一度、本当の町長の考え方、そしてまた進めていくことについて、やはりお伺いをしたい。それなりのやはり覚悟があって、そしてまた考えがあって進もうとしているわけだからその辺についてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今まで、高橋議員さん方ともお話しさせていただいた中身で、基本的には同じことなのだというふうに思いますけれども、この施設が3億円になったら、今こう皆さんといろいろ議論してきて考えているものが、3億円になったら建てられるということで、物価が下がるのをずっと待つということになると、いつになるのかちょっと正直言ってわからないところだというふうに思います。

3億円とまでは言わないにしても、今よりももうちょっと安くできる状況になるまでって本当にいつになるか分からない。

それは、9月議会だとか12月議会だとかっていう単位ではなくて、何年か先になるのだろうかというふうに思っています。もしも3億円が限度ですよっていうことで3億円以内で建てなきゃなりませんよっていうことになると、本当にいつになるか正

直言ってわかりません。一度上がった物価ってなかなかそう簡単に、どんどん下がっていくかっていうと、あまりないというふうに思っていますので、そういうことになるとうとういつになるのかなっていう状況だというふうに思っています。

そういった意味で、今回確かに1億も増えてどうなのだという事でお話いただいておりますけども、しかしながら今のこの時期やらなければまたさらにこう上がっていく。また金額、どんどん物価が下がっていくって3億円になるということはず考えられないだろうなあというふうに思っているところであります。

そんなことも含めて、やはり今の時期1億も上がったけれども、やらざるを得ないのかなと、今やらなきゃなんないのかなというそういう思いであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に衛生費について質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 予防費のことについてお伺いいたします。

ワクチンの接種事業、4回目ということと942万8千円の予算が計上されておりますが、コロナ禍で最近よく聞くのは、高齢者の女性なのですけども、高齢女性が、今回4回目どうしようかと思うっていう人が3回目のときに比べて結構いらっしゃるのですよね。相談受けるのですけれど、よくよく聞いたらやっぱり近隣町村の病院で影響受けて、いろんな、何というか思惑で、それが自分だけならいいのだけど、帰ってきてから、足寄でそのことをまた宣伝したり、こう言った、ああ言ったということで、結構、私何を言っているかわかりますか。お名前言えないものですから、そういうことでね、本当にその影響が結構足寄にもあるのですよね。本当に信じ込んでる人もいて4回目ワクチン打ったら癌になるよとか、そういう極端なことを、また信

じているのですよ。そういうことでお友達にも、それをいい情報だっということ教えてたりして、それで本当に今回も3回目が59%っていう先ほど報告がございましたけども、何か4回目、それともう一つは3回まで打って、たまに後遺症がすごくひどい人がたまにいるのですけど、その人の例を聞いたり、それから本当にそんな人は、まれなのですけども、そういうことで悩んでいるというか、もうそういう結論を出した人もいますし、そういうことを最近聞きます。相談も受けます。そういうことで、4回目の接種については、もっときめ細やかな、承知っていうか、普及っていうか、徹底が大切かなっていうふうに最近感じるのであるけども、そんな情報、どうでしょうか、入っていますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。4回目の接種なのですけれども、3回目の接種を受けた方が50%っていいものは、全人口に対してですので、ただ11歳から18歳の方も、まだこれから、11歳から17歳まで、これからまだ打つ方もいらっしゃいますので、もう少し伸びるのかなっていうのと、60歳以上の方に関しては、非常に高い3回目の接種率が大体82%ぐらいの方が対象者としては打たれているのかなというところもあって、今のところ3回目については、高齢の方については、接種率が結構伸びているっていうか、接種していただいている状態だと思っております。

あと、ワクチンの反対をされている方も、管内とか全国にお医者さんとかいらっしゃいまして、新聞に1面使って意見広告を出されたりとか、いろんな活動をされたりとか、あとはインターネットを通じての、何ていうのでしょうかね、そういう活動されているというのは見ておりますけれども、実際にはだから、打たないとかっていうような話は、直接はお聞きはしてお

りませんけれども、3回目の接種4回目の接種に当たりましては、ワクチンの打ったときの効果ですとか、後遺症ですとか、そういうものに関するワクチンの説明書を同封させて頂いて、あと打つ方が希望されるかどうか、それを読んで頂いて、ご自分で判断して頂くということになるかと思しますので、接種券を送付するに当たって、判断できるような資料の方を配布したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ワクチン接種はあくまでも任意ですので、強制力はないと思いますが、でも自分だけでは終わらずに、もしその方がワクチンを打てない人がワクチンになったときに波及、感染力ですよねそのことを考えると、責任あるのじゃないかなって、重篤な症状を持った人はともかくとして、そういう人は打たないと思うのですけども、足寄町の病院にはそんな、反対の先生いないのが本当にありがたいなどは思っているのですけども、近隣町村さんは大変困っていらっしゃるようにも聞いております。そういうわけで、きめ細やかな、皆さん高齢者の方わかりやすい文章で同封して頂きたいということを要望したいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 関連で質問させていただきます。4回目の接種、これ実質何月からやっていく予定ですか。あと、すいません3回目を受けて、実施、接種率というかそこも一緒に、ちょっとお答えを願います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。3回目の接種率につきましては、令和3年1月1日の人口に対する接種率なので

すけれども、59.3%。全人口ですので若い方とか小さい子供も含まれておりますので、対象になっていない方も含まれていますがそういう率になっております。

また、4回目の接種なのですけれども、今後、医療機関と協議をして最終的に決定する予定でおりますけれども、3回目接種から5か月後、5か月経過後というふうになっておりますので、一般の高齢者の方は2月から集団接種を開始しておりますので5か月後ということで、一般の方は7月からの接種を予定しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 2回目の接種率はどうなったのでしょうか。3回目で大分低くなっているような気がするんですけど。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。2回目の接種率なのですけれども、同じように全人口と比較したところ、2回目の接種率は82.81%というふうになっておまして、こちらが5月9日現在の接種率となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） やっぱり3回目大分落ちてきているという形になっていきますね。僕の周りでも、3回目は打たないかなと悩んでいる方も非常に多くて、これ4回目になると、もういいかなというふうな形にもなりかねないのですけれども、町長の行政報告の中でも、今現状、足寄町大分出てきていますよ。先週の新聞が62名という感染者も出ております。人口割に対して、これ、ちょっとステージⅢに入ってきたのかなというふうに、ちょっと私的には思っています。現状これ対応策っていうのも、もう手の打ちようがないのであろうというふうに考えています。

ですけどこの今回、僕も濃厚接触者、自称濃厚接触者と言っていますけど、そうい

うような形になってしましまして、10日間ほど人との接見をやめたというふうになって、たまたまゴールデンウィークであつたので大分よかったかなというふうにはあるのですけれども、これ現状で、飲食業の人たちだとか、いろんな人たちに影響が出ている。何でかと言ったら結局濃厚接触者っていうの1人増えたらその周りにいる人、何人もある程度の接触者という形で認定、自分の自己判断で動かないようにするといった段階で、全く経済的動きが全くなくなる。うちのお店の話をさせて頂くのも変なのですが、うちの店でも客数の方はもうがくと落ちてきているというような現状になっている。今までね1回2回とこういう事例、何年もやっている中で1番ひどい状況なのかな。これやっぱり足寄町の中に、現実にはコロナに感染した方が増えたのだと。どこでいつどのように感染してくるかわからないという状況になっていると。

その中で今後、町としてどのような対応策を打っていくのか、そこのお聞きを願いたいと、そういうふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。今、おっしゃるように町内の感染者が増えている状況ですけれども、国それと北海道からも、ゴールデンウィークも行動制限がなかったということもありまして、国全体的に行動を制限するようなことは、もう現在、現段階ではもうやられていないわけですから、私たちも自分たちで気をつけていくしかないのかなというふうに思っております。町民の皆さんにおきましてどこで感染してもおかしくないというか、感染が普通じゃないですけれども珍しくないような状況になっているところですので、防災無線で今呼びかけをしておりますけれども、やはりご自分たちで基本的に対策をまず家庭とかでとっていただくのが一

つかないかと思っています。

あとは学校とかそういう町の所管施設におきましては、今までと変わらず感染防止対策をとっておりますし、今回保育所でも大人数出てしまいましたけれども、今まで以上に、例えば分散保育をすとか、自分たちでできる対策をとるように、今検討とか進めておまして、できる限り拡大をしないように、もし感染した人が出たとしても、ほかに影響が広く及ばないように、いろんな対策をとっていくしかないのかなというふうに、思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうですね、本当に幼稚園児のところで今感染が非常に進んでいる状況。やっぱり幼稚園児になるとその親まで結局濃厚接触者という形になっていく。これ幼稚園児だけじゃなくて、それこそ小学生も同じような状況で、どんどん増える可能性がある。ましてや今度、高齢者と一緒に住まわれている方であれば、そのところの対応策等々もうたっていかなければならない。

隔離するって言っても、自宅療養であれば、自分の部屋で大人しくずっとしていればいいのかというだけの話でもないという可能性もあるし、それを現実どのようにやったらいいのか。私もあったのですが私の母が私のことを、いやあなたねといって、様子をうかがいに来る。いや来るなど言うのですがやはりね、そういう御高齢の方ってのが、そういう余り意識もなく、来てしまうだとかねっていうそういう、ちょっとしたこともちゃんとある程度対応を、自宅療養のときはこういうふうにした方がいいですなり、そういう自宅療養キットじゃないけれども、配布をするだとか、そういうところまできめ細かくやっていってあげないと、本当に高齢者がいたときに非常にまた拡大していく可能性もある

のではないかなというふうに考えております。

その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。この前の保育所の感染のときに関しましては、例えば、感染の可能性のある方に関しまして、お家でできるような感染の可能性のある人がいるお宅では、このような感染防止をしてくださいますよというような文書を配布したりとか、あとホームページ等でも厚労省なりからも出ておまして、町からのホームページでも確認できるようになっておまして、情報はそういうふうに提供はしておりますけれども、おっしゃるような何かそういう心配というか、そのいざなつたときにちょっと分かりづらいのかなというふうには思いますので、今後自治会回覧とか何か周知できる方法があれば、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 濃厚接触者というだけで、いろいろ制限をかけていくという状況になっています。

現状、足寄町がどうなっているのかというの、いろんなメディア等で調べて、全く見えてこないのですよね。足寄町のホームページを開いても、足寄町で何人かかっている、何人かかっている職員が何人かかっていますっていうのも、ホームページ開いても、そこからややしばらくいろんなところを検索しながら行って初めて、職員が何日に何人かかりましたっていうお知らせになっている。ではなくて、もっと情報を開示するというやり方をとった方が僕はいいんじゃないのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがお考えなのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長で

す。おっしゃるように町のホームページの方で足寄町の所管施設、町職員それと、学校なり保育所なりで町が把握できる分については公表させて頂いております。

ホームページのトップページから入りまして2回か3回ぐらいこう探していかないと確かにご覧にはなれないのですが、重要なお知らせかどうかちょっとわかりませんが、さらにちょっと見やすくホームページの方で掲示できるかどうかを確認したいと思います。

なお、報道の方にも情報の方は流しておりまして、新聞社の方からも公表をされていることがあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 情報を流して頂くだけですごく安心するのですよね。というのはやっぱり、どの辺でどのぐらいの人数がいるのだ、じゃこれで自分たちもちょっと行動制限をしようとか、いろいろな情報を自分たちで咀嚼しながら自分たちの行動を決めていくという判断材料の一つになる。そういう、もう状態になっているので、もう基本的にはもう、僕らの世代というのかな、僕らより下というのかな、それちょっとわかんないけど、大分もうコロナに対して、なってもうしょうがないよねと、というようなイメージ的なものができ上がってきている。行動制限もこれから多分なくなってくるでしょうっていう、世の中の流れがそういうような流れになってきているのであろうという中で、やはり情報だけはね、やはりもう間近にきてるっていうのはちゃんと認識をさせるような、今まではかかったらどうしよう、うつしたらどうしよう。基本的にもうそういうことはもう言っちゃタブーだし、いじめの対象になってしまうっていうような風潮があったけれども、今はもうそういう風潮が大分なくなっている、緩和されている。もう誰がなってもしょうがない、かかったときに自

分たちがどういう行動をとればいいんだ、というような意識に、意識の変革が起きてきている、というのが今現状であろうと思いますので、その辺の情報をまずしっかりと開示していくということをお願いしたいなど。

やはり町として、アナウンスをしていく中で、現状、足寄町はステージⅢです。よって、爆発的に感染する可能性がありますというの、はっきりと言ってしまっても僕はいいのかなと思います。そうした中で、それに向けているんなところを各所を、ケアをしていく、どういう対処をしていく、こうならないためには自分たちがどういう制限をしなきゃいけないんだっていうことをみんなが共有した情報の中で動いていくっていうことを、共通認識として町として発信をしていければ、僕は非常によくなるのかなというふうに思っているのですけどその辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。年代によりまして、やっぱり認識がまだ違うのかなというふうに思っております。そのように今の現状と周りに対するケアといいますか、そういうものに対する考え方っていうのは様々なのかなというふうに思っております。まだやっぱり爆発的とか、例えば感染が広まっていますとかというふうになりますと、やっぱりそれに対して非常にやっぱり不安に思われる方もいらっしゃると思うので、そこはちょっと公表の仕方といいますか、表現の仕方っていうのは非常に難しいのかなというふうには思っておりますけれども、町としましても日々の感染状況というのをやっぱり、広報とかではちょっと遅過ぎるかなというかやっぱり時期があると思いますので、ホームページとかで随時公表させて頂きながら、皆さんに知って頂くしかないのかなというふうに考えております。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） やっぱりそういうふうには、やはり情報開示していくということが大切だと思います。その辺、町長の方はどうのお考えを持って、今、非常に足寄町の中、蔓延をしている中で町長としてどうのお考えを持ち、どのようなことをやっていこうというふうに考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今まさに今日の御挨拶の中でも触れさせていただきました行政報告の中でも触れさせていただきましたけれども、連休前ぐらい、4月の下旬ぐらいから急激に感染が増えてきているという状況であります。

町としてこう把握して出せるっていう情報ってそんなにいっぱいあるわけではなくて、やはり新聞などでも出されているように1週間単位、その前の週の土曜日から日曜日までですかね、その1週間の中で例えば足寄町では何人感染していますよだとかってというようなことしか公表はされておられません。

そういった意味で新聞等では出されてくる、そういう情報しかないという状況であります。そういう中で、例えば1週間の中で60何人もというのやはりインパクトの大きな報道なのかなというふうに思っています。

例えば、町の所管している施設で発生したよというの、その情報として、町として把握をちゃんと出来ていますので、そういった部分については、なるべく早急に情報を開示すると、知らしていくと、町民の方たちに知らせていくということを考えています。

ですから確かにホームページでちょっと見づらい、こう掘り下げていかないとなかなか見えないとかっていう部分もありますけれども、これは決して隠しているわけではなくて、たまたまそのホームページのシステムのなものでそういう形になっているだ

けですね、もうちょっとこの見やすく、とかきちんと公表はして、町民の皆さんに知っていただく、そして、町民の皆さんもそれを見ながら、どう行動していくのかっていったところですね考えていく、というような形で進めていかなければならないのかなというふうに思っているところがあります。

それで基本的に今までも言っておりますけれども、感染症の関係でいきますと道がやっぱり主管でありまして、町としてはなかなかその、表でなかなかやれるところって少なく、先ほども言いましたように情報自体ももうそんなに多くあるわけではないというようなところがあります。

そういったことで、多分、陽性になった方だとか、それから濃厚接触者になった方だとかってというのはきっと保健所の方から、こうこうしてくださいっていうそういう何て言うのですかね、行動制限だとか、こういう行動をしてくださいと、例えば一緒に家族と一緒に住んでいるときには消毒だとか、ちゃんと生活空間というかそういうもの分けてだとか、共有するところはちゃんと使ったら消毒してくださいだとか、そういうことがきっと指導されているのだろうというふうに思っています。

ただ先ほどお話あった自主的に濃厚接触者ということで、自主的に行動制限をしているよという方たちについては、なかなかそういったところがやっぱりわからないという部分がありますので、やはり、そういった部分、先ほど福祉課長が言っていたけれども、いろんな形で町民の皆さんに、保健所からちゃんと指導される方たちはいいけれども、そうじゃない方たちが不安で生活をするのにどうしたらいいのかと言ったところを、そういったところ町としても、何かこうきちっとお知らせするような、そんな形ができればいいかなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

3番。

○3番（進藤晴子君） すいません関連でもう一つです。

今の足寄町の状態は、行政の方とかそういう方たちは情報が行政の方に来ると思いますが、一般の方は来ませんよね。

個人情報で、休み明けなのですけども、かなりの方増えていまして、休み中に感染した人がどっとうちは押し寄せたのですけども、うちは、医師1人看護師1人でやっておりますので、どう考えても1日で24～5人が精いっぱい、連休明けに10人以上の方をお断りするしかなかったのですよね。それが熱が8度9度でると言っても、見られないものは見られないので、ほかを当たってください。帯広や池田の方もやっている。本別は、本別の国保もやっているし個人もやっているの、どっか見つけてくださいって言うしかなかったのです。

大変つらい思いしました。やっぱり足寄で、具合悪い人はやっぱり足寄で見たい。私はそういうふうに思っています。

他町の国保病院さんがやっているのにもかかわらず、うちの国保が出来ないっていうのは、その辺をちょっと教えていただいでいいですか。

構造上の問題でしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。診療体制のことですので、私の分かる範囲で、ちょっとお答えさせていただきたいと思うのですが、国保病院に関しましては、今おっしゃるように構造が、入り口が一つというふうになっておりまして、発熱した方を受けるとかそういうところとの区別が出来ないというふうに聞いております。

また、透析もやっておりましてそういうちょっと感染したときに、非常にリスクが

高い診療科目もあるということで、現在のところは出来ないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 透析に関しては隣の町もやっております。

その構造上の問題で発熱外来を開いてないってことで道と契約してないってことで出来ないって話みたいなのですが、1番最初のときに、去年、その前もって全然、発熱外来なんて開くあれもないってようなときに、とんでもない発熱者が出たらどうするのだというような話を病院間でお話をしたと思うのですよね。そのときにそういうときは場所を決めて、そこで発熱外来開いた方がいいねってことで3病院でお話をしていると思うんですけど、それは一体どのラインにするべきなのかってことが、私もわからないし、どう考えてらっしゃるか、これちょっと町長にお伺いしたいと思います。どのくらいの時点で、ステージでもいいですし、どのくらいの時点で、発熱が足寄町の発熱ガイドを開き、検査をできるとスムーズに検査をして、治療につなげていく、そういう体制がとれるのかどうか。そこはちょっとよくわからないので、どう考えてらっしゃるか教えてください。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 発熱外来の件でありますけども、発熱外来を開設する、そういう基準だとかっていうのは、特に今のところまだ設けているわけではございません。以前に話されたときにも、たぶん先ほど言ったように、町国保病院の中で構造的な問題もあって、なかなか出来ないということもあって、発熱外来を開くとすれば、また別な場所を設けて、会場を設けてというようなことをだとかというようなことで、話がされていたということで聞きましたけれども、そういうことで、今段階でど

ういう基準になったらその発熱外来をつくるのだということについては、特に基準というものは設けていないということでありますので、今後の、また現状の中含めてどうしていく、どうしていくべきなのか、発熱外来を設けなきゃならないのかどうか、そういったことも含めて、検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） わかりました。

ちょっと話が進んでしまったので、その件についてはわかりました。

あと、先ほど情報開示ということで、高橋議員の方からおっしゃっていましたが、どんどんやっぱり患者さんの方も進んでいまして、今は治った方が保険とか、そちらの方に保険でもかかれるということで、補助が出るってということで、その申請用紙だとか、そういうことで話がどんどん進んでおります。その辺のことも、厚労省からも、療養証明書、保健所を出しているみたいなので、その辺のこともちょっと出して頂けたら、電話とか直接的に来られる方も結構いらっしゃいますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） それでは他に、衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは次、10ページにまいります。

10ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

8番。

○8番（川上修一君） 牛乳の消費拡大の関係。17ページに説明資料があるので、それを見ていたのですけれども、6月1日が牛乳の日なんて自分知らなかったものですから、いいところに着眼したなと思って、感心したたら偉そうですけれども、何かいいところ見つけたなと思って見たのですけれども、牛乳券を各世帯に1世帯当たり

1,000円配布しますとあるのですけれども、もうちょいその実施内容の、例えばその券を何日ぐらい使える期間があるかどうか、使える店がどうだとか、ちょっと詳細についてお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 経済課長です。券の使用期限なのですけど、送るのは牛乳贈答券というものになりますから、それについては期限がありません。期限がないので、いつまでたっても使えるというふうな形になっております。

あと使えるお店につきましては、基本的には牛乳を売っているお店については使えるのかなと思っております。

あとですね、配付する方法とかですけれども、これにつきましては、各世帯1,000円ということで、郵便局の配達記録が残る郵便がありますので、そちら活用して全て配達されたということを確認して行う予定でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 使えるお店なのですけども、牛乳が売っているところはどこでも使えると。それはそれでいいのかもしれないけど、私が思うには、町費を出すのですから、町内事業者に限定していただけたらなあと思ったのですけど。もう農協と詰めた後だから、言ってもしょうない、多分きつとね。どうなのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） こちらの牛乳贈答券ということでホクレンが出しているものなのですよね。

それは北海道限定でしか使えないということなのですけれども、北海道であればどこへ行っても使えるというものになります。ただ、町内限定ってということになるとなかなか難しいのかなということになります。

ただ、その中のチラシの中には、なるべ

く、町内で御使用くださいということで、お知らせはする予定としております。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） わかりました。ホクレンで出している牛乳贈答券ってということなのですね。なるだけ町内で使ってくださいっていうのも入れて配るということですね。はい、わかりました。

それと、質問ではないのですが、実は3月に、この関係一般質問した後、管理職組合と、それから職員組合さんが3月末に牛乳消費拡大をしてくださったって話を議会事務局から聞きました。

どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に、農林水産業費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは次に参ります。

第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出の総括でございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは6ページにお戻りください。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは2ページにお戻りください。

第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

9番、反対討論でよろしいですか

○9番（高橋秀樹君） 反対討論をさせていただきます。

今回の足寄町の一般会計の補正予算案の足寄町営温泉浴場新築事業費について、反対をさせていただきます。

やはり今までいろいろと短い期間ながらもね3億円でやりますと、町民とのお約束をちゃんとしていた中で、今回出てきた事業費が4億円を超える、まさしくまだ4億超になっていくと4億2,000,5,000になるのかちょっとどうなのかわからないのですが、そういった中で今回の議論がされ尽くされているとは私は思っておりません。

やはり町民に対して、しっかりとした説明責任を果たした後に、こういう事業を行っていくべきであろうと私は考えております。

よって今回、この件に関しては、私の方は、反対をさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 他に、反対討論はございますか。

7番。

○7番（高橋健一君） 反対討論をさせていただきます。

何と云うのですかね、まさに青天の霹靂で、急に1億円以上の補正が組まれたということで、もう今とにかく高橋健一お前賛成できるか、なかなか自分の気持ちが賛成に向かえません。

やはり、頭をかすめたのは、本当に町民はどういうふうを考えているのか、これでいいのかと。こんなにかかるならやめた方がいいのじゃないか。ましてやこれから不透明な状況の中で、さあその今、賛成、反対、そういう自分で結論を出すことは出来ません。

だから、今回での決定に関しては、高橋秀樹議員と同じように、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に、反対討論はございますか。

3番。

○3番（進藤晴子君） 町長のお考えも、この資料も大変よくわかりますし、一度賛成しているものですから、本当に考えたのですけれども、やはり現時点で私は賛成反対を決めることが出来ない。

であれば、やはり高橋議員たちがおっしゃったように、町民にもう一度問いかけるべきではないかと思っておりますので、反対討論とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 他に、反対討論はございますか。

4番。

○4番（榊原深雪君） 反対討論させていただきます。

私も本当に温泉のことにつきましては早く進めてほしい、お願いしますっていうことで賛同していたのですけれども、今回のこの予算をみますと、私たちにすれば突然の数字でしたので、このことにつきましては、ほかの高橋議員さんの質問にありました、やっぱり議論は尽くされてないって。ここは議論の場ですので、それがされていなかったっていうことは、この提案される前にもっと議論をしたかったっていうことが根底にあるのではないかと私は察しております。

そしてこれからの問題として、この理由を述べられておりますよね。幾つかの。原油高とかいろいろ出ていますけれども、これも、補助金が1,000万と予算されていたら、それが原因であれば燃料はなくて、お風呂入れませんので、それに対する補助金なんかももちろん40%近く上がると思うのですね。そして入浴料金を果たして、町民に提示したこの金額はそれが

できるのかどうかっていうことも、ちょっとまだ議論され尽くされておられないので、これからまだこういうことをしていかなくちゃならないなっていうまだ中途半端な感じしておりますね。

そして、私、老人ホームのことで3月にも質問させていただきましたけども、このウクライナ情勢の中で、こういうことは起こりませんかかって、木材の高騰とかも考えられませんかっていう質問したときに、そのときに対応して考えますっていう答弁だったのですね。で、それは、町長ではなくて別の課長であるのですけれども、そのとき考えればいいっていう問題なのかということが、ちょっと疑問符を感じましたので、この点では、やはりもう少し考慮して頂きまして、提案して頂きたかったなというところを持ちまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 他に反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは賛成討論を、お願いをいたします。

12番

○12番（井脇昌美君） 賛成討論をさせていただきますと思います。

各議員さんから一連の意見が反対をされた、今の反対討論の意見も十分理解をするところでもございます。

当然、この1億数千万というのが増額になったのは、このような事態で事業増の要因というのをしっかりと町の方からも、示して頂いております。

もう一つ加えれば、二川議員さんのおっしゃったとおり町民にもっと違うこの誤差を、また機会あれば説明していただければ結構ではなかろうかなと。町民の方には3億円ちょっとの金額で浴槽が建設されるっていうことは、町民はみんなわかっているわけですから、この誤差をもう一度機会あれば説明していただいて、今までの議論、

全員協議会がやればよいという意見も出ましたが、全員協議会、今の流れで全員協議会をしたからと言って、決してこの値段が縮小されたかっていったらそうはならないです。これは止めようのない、災難が急に降って、発生したようなことなものですから、我々が考える以上に町の方も本当に苦勞なされたということ、推移をさせていただいて、説明からも十分伺えたものでございます。今の時点でしっかりと、これから先というのは、神にもわからないわけですから、垂れ流しをどんどんどんどん進めて話がまとまらないようでは困ると思います。

今の時点で、町長が決断したということ、私どもは賛同したいと思います。賛成討論といたします。

○議長（吉田敏男君） 他に賛成討論ございませんか。

11番。

○11番（木村明雄君） この温泉施設のことについては、やはり風呂のない人、そういう形の中で、皆さんそれぞれに50人から、そういう人がいたということで、むすびれっじですか、そこにまず風呂を貸している段階なのですよね。そして皆さんがそれぞれに、やはり大変な思いをしながら、だからむすびれっじに入っているその人たちは、何だ私らの風呂にほかの人が入らなきゃならないのだと、そういう考えだっただけにはあったのだと思うのですよね。

そういう形の中で、1日も早くやはり温泉が欲しいと。そういうことの中でやはり町長も、町長に出るときにはやっぱり温泉熱を利用した形の中で、前向きな形の中でやっぱり考えたいという公約があったと。それについて私も、そういう考え方の中でも進んできたわけで、だからここで確かに、いろんなことがありました。三笠通り、あそこにも温泉ができるかもしれない、できるという形の中で、計画を立てた

のだけでも、これは議会がやはりまだ時期早尚ではないかと。国道も余りにも近い、それから場所も狭い、そんなことでいろいろあったのだと思うわけですね。そのあとからですよ。そのまんまの状態、温泉のない人は、やはり苦勞してきたということの中で、私は一般質問をさせてもらったわけですね。

そこでですね、これから先に向けてやはり、これは先ほどもこれについては賛成意見ではなかったけども意見をさせていただいたわけなのだけでも、やはり、私はこれについてはちょっと1億円も、これは確かに上向きに、これ出てきたということは本当に自分としても、これ本当に前向きに進むのだろうか。残念に思ったわけなのだけど町長の考え方も、そこでお聞きをいたします。先ほど、ここで町の財政はどうなのだ。財政状況ってどうか、これはどうなのだ。そして総体的に見て足寄町はどうなのだということもお伺いしたところがあります。

そこでやはり、私の先ほどから言っているように、個人的な考えとしては、これだけ皆さんが、やはり浴場のない人がいるわけだから、それに基づいた形の中で、1日も早く、私は前向きな形の中で完成してほしい、ということをお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで討論を終わります。これから議案第54号令と4年度足寄町一般会計補正予算の件を採決をいたします。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 9番。動議。

○9番（高橋秀樹君） 令和4年度足寄町一般会計補正予算案について、一部修正を願いたいと、そのように思います。

足寄町営浴場施設の事業について、この

部分を削除を願いたいとそのように思います。

○議長（吉田敏男君） ただいま、高橋9番議員の方から、修正の動議が出されました。

この動議につきましては、2名以上の賛成が必要であります。

そこで、ただいまの高橋議員の修正の動議に対しまして、賛成の方の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（吉田敏男君） 動議は成立をいたしております。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に、修正案の提出を、私の方をお願いいたします。

午後2時 8分 休憩

午後3時 1分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議案第54号に対しまして、高橋秀樹議員からほか1名の方から、御手元にお配りをいたしました修正の動議の提出がありました。

2名以上と認め、この動議は成立をいたしました。

これを本案とあわせて、議題として提出者の説明を求めたいと思います。高橋秀樹君。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 修正動議 議案第54号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第1号）。上記の議案に対する修正を別紙のとおり提出する。

修正の理由。衛生費、保健衛生費、環境衛生費、及び教育費、保健体育費、総合体育館運営費において、足寄町営温泉浴場新設事業の事業経費が計上されているところであるが、急激な資材費の高騰等により、予算規模が大幅に高額となっていることから、今後の状況を見据え、町民に本事業の

必要性の理解を得るためにも、いましばらくの時間が必要であり、さらに議論を尽くすことが肝要であると考え、以上のことから、町営温泉浴場新設事業に伴う予算を減額することが望ましいと判断する。

以上です。

○議長（吉田敏男君） これから議案第54号に対しまして提出されました、修正議案について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、修正議案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。修正議案に賛成の方です。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 5名。起立少数です。

よって、本議案54号に対する修正議案は否決をされました。

続いて、議案第54号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の原案について、原案について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

原案のとおりです。原案です。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 起立多数です。したがって、議案第54号令和4年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、5月16日午前10時より開会をいたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時 5分 閉会

